

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月25日

【会社名】 株式会社 北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤 安紀

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社北日本銀行 仙台支店
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)
株式会社北日本銀行 東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目8番地)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行取締役頭取 佐藤 安紀は、当行及び連結子会社（以下「当行グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、当行グループの財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当行は、事業年度末日である平成24年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当行グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性の観点から、グループ会社を含め必要な範囲を評価の対象とし、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、評価範囲の決定に際しては「預金」「貸出金」「有価証券」の3勘定を中心に、関連損益項目、経営成績・財務状態判断の重要要素を基準としました。

評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

それぞれのプロセスを分析したうえで、関連文書の閲覧、業務の実施状況及び内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成24年3月31日現在の当行グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。